

令和 8 年 9 月市議会定例会

令和 8 年 8 月 3 1 日提 出

議 案

橋 本 市

議 案 目 録

承認第 1 号	専決処分事項の承認について(令和 8 年度橋本市一般会計 補正予算(第 4 号))	……P4
認定第 1 号	令和 7 年度橋本市一般会計決算の認定について	……P10
認定第 2 号	令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定につ いて	……P11
認定第 3 号	令和 7 年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について	……P12
認定第 4 号	令和 7 年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について	……P13
認定第 5 号	令和 7 年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について	……P14
認定第 6 号	令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定につ いて	……P15
認定第 7 号	令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定に ついて	……P16
認定第 8 号	令和 7 年度橋本市水道事業会計決算の認定について	……P17
認定第 9 号	令和 7 年度橋本市下水道事業会計決算の認定について	……P18
認定第 10 号	令和 7 年度橋本市病院事業会計決算の認定について	……P19
議案第 1 号	令和 8 年度橋本市一般会計補正予算(第 5 号)について	……P20
議案第 2 号	令和 8 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号) について	……P26

議案第 3 号	令和 8 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について	……P30
議案第 4 号	令和 8 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)について	……P35
議案第 5 号	令和 8 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 1 号)について	……P39
議案第 6 号	令和 8 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 1 号)について	……P42
議案第 7 号	橋本市立中学校の部活動地域展開推進協議会条例について	……P44
議案第 8 号	橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	……P47
議案第 9 号	橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	……P49
議案第 10 号	橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	……P52
議案第 11 号	橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	……P54
議案第 12 号	橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	……P56
議案第 13 号	市道路線の認定について	……P58
議案第 14 号	市道路線の変更について	……P60
議案第 15 号	工事請負契約の締結について	……P62
選第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	……P63

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和 8 年度橋本市一般会計補正予算(第 4 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり令和 8 年度橋本市一般会計補正予算(第 4 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

令和 8 年 6 月 29 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和 8 年度 橋本市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度橋本市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,906 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,424,650 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 2 9 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項
13 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 分 担 金
16 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
19 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金
22 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
135,543	2,270	137,813
4,212	2,270	6,482
2,600,948	1,750	2,602,698
913,099	1,750	914,849
3,450,369	1,086	3,451,455
3,422,562	1,086	3,423,648
1,509,800	6,800	1,516,600
1,509,800	6,800	1,516,600
32,412,744	11,906	32,424,650

歳 出

款	項
6 農 林 水 産 業 費	
	1 農 業 費
11 災 害 復 旧 費	
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,103,748	4,900	1,108,648
1,016,442	4,900	1,021,342
3	7,006	7,009
2	5,606	5,608
1	1,400	1,401
32,412,744	11,906	32,424,650

第2表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 2,500	証書借入又は証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
緊急浚渫推進事業	800			

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域活性化事業	千円 36,900	証書借入又は証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
緊急自然災害防止対策事業	11,300			

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 37,600	証書借入又は証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
14,100			

認定第 1 号

令和 7 年度橋本市一般会計決算の認定について

令和 7 年度橋本市一般会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 2 号

令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について

令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を
求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 3 号

令和 7 年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について

令和 7 年度橋本市駐車場事業特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 4 号

令和 7 年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について

令和 7 年度橋本市墓園事業特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 5 号

令和 7 年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について

令和 7 年度橋本市介護保険特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 6 号

令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 7 号

令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について

令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 8 号

令和 7 年度橋本市水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度橋本市水道事業会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 9 号

令和 7 年度橋本市下水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度橋本市下水道事業会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 10 号

令和 7 年度橋本市病院事業会計決算の認定について

令和 7 年度橋本市病院事業会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 1 号

令和 8 年度橋本市一般会計補正予算(第 5 号)について

令和 8 年度橋本市一般会計補正予算(第 5 号)を、別紙のとおり議会の議決を
求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 8 年度 橋本市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年度橋本市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 189,894 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,614,544 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項
13 分 担 金 及 び 負 担 金	
	2 負 担 金
14 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 使 用 料
15 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
	3 委 託 金
18 寄 附 金	
	1 寄 附 金
19 繰 入 金	
	1 特 別 会 計 繰 入 金
	2 基 金 繰 入 金
21 諸 収 入	
	5 雑 入
22 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
137,813	367	138,180
131,331	367	131,698
393,159	24	393,183
284,015	24	284,039
4,868,282	50,135	4,918,417
1,922,976	50,135	1,973,111
2,602,698	96,963	2,699,661
914,849	96,933	1,011,782
213,294	30	213,324
575,432	11,450	586,882
575,432	11,450	586,882
3,451,455	4,711	3,446,744
27,807	8,707	36,514
3,423,648	13,418	3,410,230
604,921	6,266	611,187
525,923	6,266	532,189
1,516,600	29,400	1,546,000
1,516,600	29,400	1,546,000
32,424,650	189,894	32,614,544

歳 出

款		項	
2 総務費			
	1 総務管理費		
	5 選挙費		
3 民生費			
	1 社会福祉費		
	2 児童福祉費		
4 衛生費			
	1 保健衛生費		
	2 清掃費		
	3 上下水道整備費		
6 農林水産業費			
	1 農業費		
7 商工費			
	1 商工費		
8 土木費			
	4 都市計画費		
	5 住宅費		
9 消防費			
	1 消防費		
10 教育費			
	1 教育総務費		
	2 小学校費		
	3 中学校費		
	5 社会教育費		
	6 保健体育費		
歳出		合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,868,033	13,760	3,881,793
3,296,086	13,648	3,309,734
54,682	112	54,794
13,030,226	96,697	13,126,923
6,981,923	35,949	7,017,872
5,357,233	60,748	5,417,981
3,391,680	26,636	3,418,316
824,096	318	824,414
1,375,432	14,442	1,389,874
88,421	11,876	100,297
1,108,648	2,386	1,111,034
1,021,342	2,386	1,023,728
1,158,957	1,390	1,160,347
1,158,957	1,390	1,160,347
2,410,363	9,598	2,419,961
1,071,362	1,200	1,072,562
387,375	8,398	395,773
1,299,454	4,256	1,303,710
1,299,454	4,256	1,303,710
2,944,322	35,171	2,979,493
656,186	22,814	679,000
346,783	2,627	349,410
168,011	5,110	173,121
914,282	619	914,901
814,176	4,001	818,177
32,424,650	189,894	32,614,544

第2表

債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
橋梁撤去工事委託	令和 8年度から令和 9年度まで	78,459
いきいきルーム運営委託	令和 8年度から令和11年度まで	6,520
光回線使用料	令和 8年度から令和14年度まで	15,143

第3表 地方債補正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	千円 66,400	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公共施設等適正管理推進事業	592,500			
デ ジ タ ル 活 用 推 進 事 業	27,600			
上 水 道 整 備 事 業	66,700			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 62,600	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
596,800			
46,200			
77,000			

議案第 2 号

令和 8 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり
議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 8 年度 橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度橋本市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28,802 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,743,776 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項
3 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 補 助 金
7 繰 越 金	
	1 繰 越 金
8 諸 収 入	
	2 雑 入
歳 入 合 計	

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
8,888	67	8,955
8,888	67	8,955
1	13,672	13,673
1	13,672	13,673
21,020	15,063	36,083
7,182	15,063	22,245
6,714,974	28,802	6,743,776

歳 出

款	項
6 諸 支 出 金	
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
	2 繰 出 金
歳 出	合 計

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
4,704	28,802	33,506
4,702	20,095	24,797
2	8,707	8,709
6,714,974	28,802	6,743,776

議案第 3 号

令和 8 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 8 年度 橋本市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度橋本市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 60,269 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,818,640 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項
3 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
4 支 払 基 金 交 付 金	
	1 支 払 基 金 交 付 金
5 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
6 財 産 収 入	
	1 財 産 運 用 収 入
7 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
8 繰 越 金	
	1 繰 越 金
歳 入 合 計	

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,463,333	25,182	1,488,515
1,101,628	19,084	1,120,712
361,705	6,098	367,803
1,744,183	18,258	1,762,441
1,744,183	18,258	1,762,441
945,908	3,951	949,859
40,801	3,951	44,752
1	4,269	4,270
1	4,269	4,270
1,322,489	157	1,322,646
1,116,656	157	1,116,813
1	8,452	8,453
1	8,452	8,453
6,758,371	60,269	6,818,640

歳 出

款	項
3 地 域 支 援 事 業 費	
	2 介護予防・生活支援サービス事業費
4 基 金 積 立 金	
	1 基 金 積 立 金
5 諸 支 出 金	
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
312,335	444	312,779
235,301	444	235,745
1	51,373	51,374
1	51,373	51,374
25,635	8,452	34,087
2,603	8,452	11,055
6,758,371	60,269	6,818,640

第2表

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
いきいきルーム運営委託	令和 8年度から令和11年度まで	58,677
介護認定調査事務委託	令和 8年度から令和11年度まで	121,452

議案第 4 号

令和 8 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)に
ついて

令和 8 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のと
おり議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 8 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 8 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,658 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 128,319 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項
3 繰 入 金	
	1 基 金 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
125,696	1,658	127,354
125,696	1,658	127,354
126,661	1,658	128,319

歳 出

款	項
1 工 業 団 地 造 成 事 業 費	
	1 工 業 団 地 造 成 事 業 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
110,288	1,658	111,946
110,288	1,658	111,946
126,661	1,658	128,319

議案第 5 号

令和 8 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和8年度 橋本市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度橋本市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 水道事業収益	1,830,566	1,549	1,832,115
第2項 営業外収益	396,164	1,549	397,713

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 水道事業費用	1,932,434	4,084	1,936,518
第1項 営業費用	1,864,762	3,684	1,868,446
第3項 特別損失	847	400	1,247

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,594,413千円は、過年度分損益勘定留保資金等479,540千円、当年度分損益勘定留保資金等749,050千円、建設改良積立金365,823千円で補てんするものとする。）。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的収入	532,486	7,747	540,233
第1項 国庫支出金	42,600	△ 33,480	9,120
第4項 出資金	67,320	10,327	77,647
第8項 企業債	374,400	30,900	405,300

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的支出	1,734,646	400,000	2,134,646
第6項 投資	0	400,000	400,000

（企業債の補正）

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
拡張費	374,400 千円	証書借入	5%以内	借入先の融通条件による。	405,300 千円	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
（1）職員給与費	173,714	3,684	177,398

令和8年8月31日 提 出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 6 号

令和 8 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和8年度 橋本市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度橋本市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 下水道事業費用	1,904,308	824	1,905,132
第1項 営業費用	1,747,720	156	1,747,876
第2項 営業外費用	150,683	468	151,151
第3項 特別損失	405	200	605

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的収入	1,010,188	7,400	1,017,588
第7項 企業債	692,700	7,400	700,100

（企業債の補正）

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
下水道 事業	692,700 千円	証 書 借 入	5.0%以内	借入先の融 通条件によ る。	700,100 千円	補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
(1) 職員給与費	86,255	156	86,411

令和8年8月31日 提 出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 7 号

橋本市立中学校の部活動地域展開推進協議会条例について

橋本市立中学校の部活動地域展開推進協議会条例について、別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立中学校の部活動地域展開推進協議会条例

(設置)

第1条 市立中学校における部活動の地域展開を地域のスポーツ団体や文化芸術団体等と連携して取り組むため、附属機関として橋本市立中学校の部活動地域展開推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運動部活動及び文化部活動の地域展開に関すること。
- (2) 部活動の地域展開に関わって地域との連携に関すること。
- (3) その他橋本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市立中学校長の代表者
- (2) 市立小学校長の代表者
- (3) 伊都地方中学校体育連盟の代表者
- (4) 市立中学校の運動部顧問の代表者
- (5) 市立中学校の文化部顧問の代表者
- (6) 橋本市スポーツ協会の代表者
- (7) 橋本市文化協会の代表者
- (8) 市立小中学校児童生徒の保護者
- (9) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決をすること

ができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞き、またこの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、会長を決定する前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

(報酬等)

第7条 協議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(平成18年橋本市条例第56号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 協議会の委員の選任のために必要な行為その他協議会の設置のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 8 号

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
第13条 職員には給料のほかに、この節の定めるところに従って手当を支給する。 (1)～(4) 略 <u>(5) 選挙事務従事手当</u> <u>(6)～(17) 略</u> (特殊勤務手当) 第15条 略 <u>(選挙事務従事手当)</u> 第15条の2 <u>公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙事務及びこれに準ずるものとして規則で定める事務のうち規則で定めるものに、正規の勤務時間外において従事した職員には、選挙事務従事手当を支給する。</u> <u>2 前項の規定により選挙事務従事手当を支給する勤務については、第16条の規定による時間外勤務手当及び第17条の規定による夜間勤務手当は、支給しない。</u> <u>3 選挙事務従事手当の額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の規定により算定した超過勤務手当の1時間当たりの単価を基礎として算定した額を超えない範囲内で、規則で定める額とする。</u> <u>4 前各項に定めるもののほか、選挙事務従事手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	第13条 職員には給料のほかに、この節の定めるところに従って手当を支給する。 (1)～(4) 略 <u>(5)～(16) 略</u> (特殊勤務手当) 第15条 略

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 9 号

橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年橋本市条例第23号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、<u>選挙事務従事手当</u>、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。 2・3 略 (準用) 第6条 給与条例第12条、第14条の2、第15条、<u>第15条の2</u>、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条、第18条並びに第22条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第16条第1項、第2項及び第4項並びに第17条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。 2 略 (パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬) 第15条 略 <u>(パートタイム会計年度任用職員の選挙事務に係る報酬)</u> <u>第15条の2 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙事務及びこれに準ずるものとして規則で定める事務のうち規則</u>	(給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。 2・3 略 (準用) 第6条 給与条例第12条、第14条の2、第15条、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条、第18条並びに第22条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第16条第1項、第2項及び第4項並びに第17条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。 2 略 (パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬) 第15条 略

- | | |
|--|--|
| <p><u>で定めるものに従事することを命ぜられたパートタイム会計
年度任用職員には、選挙事務に係る報酬を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の選挙事務に係る報酬の額及びその支給に関し必要な
事項は、規則で定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の報酬を支給する勤務については、第13条及び第14条
の規定による報酬は、支給しない。</u></p> | |
|--|--|

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 10 号

橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の退職手当に関する条例(平成18年橋本市条例第65号)を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(退職手当の支払) 第2条の3 <u>次条及び第7条の5の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並びに第12条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</u>	(退職手当の支払) 第2条の3 <u>この条例の規定による退職手当は、この条例の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の規定により指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により支払うことができる。</u> 2 <u>次条及び第7条の5の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並びに第12条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</u>

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 11 号

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業の設置等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 216 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(経営の基本) 第 2 条 略 2・3 略 4 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 <u>250 床</u>	(経営の基本) 第 2 条 略 2・3 略 4 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 <u>300 床</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

橋本市消防団員等公務災害補償条例(平成18年橋本市条例第224号)の一部を改正する。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橋本市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた同条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

(補償の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間においてこの条例による改正前の橋本市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定に基づく葬祭補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

議案第 13 号

市道路線の認定について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を別紙のとおり認定したいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定路線調書

分類	番号	路線名称	起点（から） 終点（まで）	延長 (M)	幅員 (M)	備考
1	1850	さつき台40号線	さつき台二丁目21-1番地先 さつき台二丁目21-9番地先	106.00	5.40~12.50	
2	1851	さつき台41号線	さつき台二丁目25-1番地先 さつき台二丁目25-9番地先	106.00	6.00~13.20	
3	1852	さつき台42号線	さつき台二丁目25-18番地先 さつき台二丁目25-10番地先	106.00	5.40~12.50	
4	1853	胡麻生区内18号線	胡麻生340-6番地先 胡麻生340-10番地先	59.50	6.00~13.00	

議案第 14 号

市道路線の変更について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 2 項の規定により、市道路線を別紙のとおり変更したいので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

変 更 路 線 調 書

分類	新 旧	番 号	路線名称	起点 (から) 終点 (まで)	延 長 (M)	幅 員 (M)	備 考
1	新	1831	さつき台36号線	さつき台二丁目17-1番地先 さつき台二丁目476-55番地先	222.50	6.00～13.10	延長追加 80.9m
	旧	1831	さつき台36号線	さつき台二丁目17-1番地先 さつき台二丁目476-43番地先	141.60	6.00～13.10	
2	新	1832	さつき台37号線	さつき台二丁目13-1番地先 さつき台二丁目476-56番地先	202.80	6.00	延長追加 93.1m
	旧	1832	さつき台37号線	さつき台二丁目13-1番地先 さつき台二丁目476-44番地先	109.70	6.00	

議案第 15 号

工事請負契約の締結について

紀望の里北側用地施設新築工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1 工事名
紀望の里北側用地施設新築工事
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札
- 3 契約金額
189,213,200 円
- 4 契約の相手方
所在地 和歌山県橋本市神野々1145 番地の 1
名称 株式会社 まえだ住宅設備
代表者 代表取締役 前田 陽一郎

選第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法
(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 山本 耕司